

条例制定に向けたこれまでの経緯

こどもの権利条例の制定に向け、市民とともに、子ども・若者が中心となって策定に関わる（市民の手で策定する）ことを重視してきました。特に、当事者である子どもや若者の声を把握するための意見交換、実態把握を行うためアンケート調査の実施や高校生・大学生を含む多様な構成メンバーで「こどもまんなかミーティング」を実施してきました。

条例で規定する内容（権利・役割・対策・権利擁護）を整理するため、令和7年度に複数回の審議会による審議と市民ワークショップを実施し、これまでのアンケート結果やワークショップの意見を取りまとめました。

また、学校出前授業、地域委員会意見交流、中学生・高校生・大学生対象の意見交換会、保護者・支援利用者等との意見交換など多様な世代に対し幅広く声を収集してきました。

(1) 関市子ども・子育て会議

子ども・子育て会議では、小学生から高校生を対象に実施したアンケート調査結果やこどもまんなかミーティングでの幅広い意見を紹介し、本市での条例に盛り込むべき視点などを中心に意見をいただきました。

第1回（R7.4.21）	<ul style="list-style-type: none"> こどもの権利保障条例の制定について こどもまんなかミーティングの方針
第2回（R7.7.29）	<ul style="list-style-type: none"> こどもの権利条例の骨子（案）について こども・若者の意見を発信する場（意見表明）づくりの推進
第3回（R7.9.29）	<ul style="list-style-type: none"> 小学生から高校生アンケート内容のまとめ こどもまんなかミーティング内容のまとめ 条例（案）について
第4回（R7.11.25）	<ul style="list-style-type: none"> 各条文の要点（背景・意図）について
第5回（R8.2.10）	<ul style="list-style-type: none"> 条例（案）について

(2) 市民等との意見交換（こどもまんなかミーティング）

対象世代	内容
小学生・中学生	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒アンケート調査 海外研修中学生との意見交換会 ジュニアリーダーとの意見交換 ユニセフ出前授業
高校生・大学生年代	<ul style="list-style-type: none"> 関高校「条例を考える講演会」 関商工出前授業 ◎「こどもの権利を考える会」3回 まなびかふえ（市内3高校）意見交流会
保護者・大人	<ul style="list-style-type: none"> 意見交流（PTA連合会・青少年補導員・地域委員会・高齢者） 講演会（子どもの権利を考える：木村泰子氏） ◎関市こども未来みんなのひろば3回

(3) 庁内

政策検討会議 (R7.5)	・ こども条例の制定について ・ 本市が目指すこども条例 (こどもの権利保障) ・ こどもまんなかミーティングの方針
政策検討会議 (R7.9)	・ こどもの権利条例の骨子 (案) について ・ アンケート結果から見えた課題と条例反映の考え方 ・ 今後の進め方
政策検討会議 (R7.12)	・ 条例 (案) について
政策検討会議 (R8.1)	・ 条例 (案) について
政策検討会議 (R8.3)	・ 条例 (案) について (予定)

条例の構成

<前文>

<総則>

- 1 目的
- 2 定義

<権利の保障>

- 3 特に大切なこどもの権利
- 4 安全に安心して生きる権利
- 5 のびのびと学び育つ権利
- 6 自分を守り、自分が守られる権利
- 7 主体的に参加する権利

<権利を保障するための役割>

- 8 こどもの役割
- 9 市の責務
- 10 保護者の責務
- 11 地域住民等の役割
- 12 育ち学ぶ施設の役割
- 13 事業者の役割

<権利を保障するための施策の推進>

- 14 居場所
- 15 療育・発達支援等
- 16 学びの機会
- 17 意見表明
- 18 こども議会
- 19 こどもの参画

<こどもの安全・安心の確保>

- 20 いじめ・虐待・体罰の防止と対応
- 21 貧困の防止
- 22 安全環境の整備

<こどもの権利擁護>

- 23 こどもの権利擁護委員会

<周知及び啓発>

- 24 普及啓発

(1) 権利の保障（特に大切な権利）

①安全に安心して生きる権利【生きる権利】

- ・命が守られること。
- ・かけがえのない存在として、愛情を持って育まれること。
- ・自分にとって、最も良いことを考えてもらうこと。

②のびのびと学び育つ権利【育つ権利】

- ・個性が認められ、人格が尊重されること。
- ・自分に関することを主体的に決めること。
- ・自分の持っている力を発揮できること。

③自分を守り、自分が守られる権利【守られる権利】

- ・あらゆる差別を受けないこと。
- ・虐待、暴力、いじめなどを受けないこと。
- ・権利が侵害された時は速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

④主体的に参加する権利【参加する権利】

- ・自分の意見や考えを表現でき、聞いてもらえること。
- ・意見を表明する機会が与えられること。
- ・年齢や成長に応じて社会に参画し、意見が反映されること。

(2) 役割

①こどもの役割

- ・自分と他の人それぞれに権利があることを理解・尊重すること。

②市の責務

- ・こどもの権利を尊重、協働により施策を通じて権利を保障すること。
- ・こどもは相談でき、保護者がこどもの養育に関し、相談、支援を受ける環境整備をすること。

③保護者の責務

- ・家庭における養育と発達支援の役割を理解すること。
- ・こどもの成長に対する第一義的な責任を自覚し養育すること。

④地域住民等の役割

- ・地域社会の中で健やかに成長できるよう支援すること。
- ・地域の一人として受け止め共に地域活動に参加すること。

⑤育ち学ぶ施設の役割

- ・こどもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援すること。
- ・こどもがこどもの権利について理解し、保障されるために支援すること。

⑥事業者の役割

- ・従業員がこどもの権利を理解・尊重できるよう支援すること。
- ・育児と仕事の両立が図れる職場環境の整備に努めること。

(3) 保障するための対策（施策）

①居場所

- ・こどもの年齢や発達に応じた多様な居場所を整備すること。
- ・こども自身が企画・運営に参画できる拠点を整備すること。（ユースセンター）

・こどもが自ら安心して過ごせる居場所を作ることができるよう支援すること。

②療育・発達支援等

- ・発達特性に応じた療育・支援環境の整備をすること。(5歳児健診・保育支援)
- ・適切な教育・保育体制及び就学相談の充実を図ること。

③学びの機会

- ・こどもが多様な力を育むために学びの場を整備すること。(屋内遊び場施設)
- ・全てのこどもが多様な学びに参加できるように支援すること。

④意見表明

- ・こどもが意見表明しやすい環境づくりを行うこと。

⑤こども議会

- ・こども議会を開催し、そこでの提案や意見を尊重すること。(こども・若者議会)

⑥こどもの参画

- ・こどもの社会参加を促進する環境づくりや、地域活動の企画・実施に参画できるように支援すること。(地域委員会活動・まちづくり探求活動)

(4) こどもの安全・安心の確保

①いじめ・虐待・体罰の防止と対応

- ・いじめ・虐待・体罰の防止や相談・救済の施策を講じること。
- ・発見時には速やかに被害児童を守り関係機関と連携し解消と支援を行うこと。

②貧困の防止

- ・こどもの貧困防止に向けた対策に取り組むこと。(自殺予防対策)

③安全環境の整備

- ・こどもが安全で安心して過ごせる環境づくりを行うこと。(不登校支援)

(5) こどもの権利擁護

権利擁護委員会

- ・こどもの権利を擁護し、相談対応及び第三者調査の助言等を行う権利擁護委員会を設置すること。

(6) 普及啓発

- ・こどもの権利について普及啓発を図ること。

意見反映の整合性と実効性の確認

「こどもまんなかミーティング」等で得られた多様な意見を課題→条文→施策で整理

抽出された主要ニーズ（上位）

「意見を言う場」「居場所」「失敗しても挑戦できる環境」

不登校・ひきこもり・家庭困難のこどもへの支援・居場所整備

ワンストップ相談（夜間・匿名含む）、情報の分かりやすさ、一元化

親支援（特に母親の孤立軽減・就労支援）

施策の評価（こどもによる評価含む）

市民・こどもの声（代表）	条例案の該当条項（案）
意見を言う場がほしい（発言機会）	第 11 条 地域住民等の役割 第 12 条 育ち学ぶ施設の役割 第 17 条 意見表明 第 18 条 こども議会 第 19 条 参画
いじめや差別などを相談したい	第 6 条 自分を守り、守られる権利 第 9 条 市の責務（相談体制整備） 第 20 条 いじめの防止の対応 第 22 条 安全環境の整備 第 23 条 こどもの権利擁護委員会
居場所（全天候型・Wi-Fi 等）が欲しい 挑戦できる環境	第 11 条 地域住民等の役割 第 12 条 育ち学ぶ施設の役割 第 14 条 居場所 第 16 条 学びの機会 第 19 条 参画
不登校・ひきこもり支援をしてほしい	第 4 条 安心して生きる権利 第 5 条 のびのびと育つ権利 第 6 条 自分を守り、守られる権利 第 9 条 市の責務 第 11 条 地域住民等の役割 第 15 条 療育・発達支援等 第 22 条 安全環境の整備
情報が分かりにくい（支援情報の見える化）	第 7 条 主体的に参加する権利 第 9 条 市の責務 第 24 条 普及啓発
親（特に母親）支援 家庭困難な子どもへの支援	第 4 条 保護者の責務 第 9 条 市の責務 第 21 条 貧困の防止
施策評価をこどもも参加して実施してほしい	第 7 条 主体的に参加する権利 第 9 条 市の責務 第 17 条 意見表明 第 23 条 権利擁護委員会

今後の予定

- (1) 議会全員協議会 令和 8 年 3 月
- (2) パブリックコメント 令和 8 年 4 月 15 日から 5 月 14 日までの 1 月間
- (3) 子ども・子育て会議 令和 8 年 5 月
- (4) 第 3 回定例会 議案提出（令和 8 年 10 月施行予定）